

貨幣の生成と再生

—横浜為替会社と貨幣・信用の発生—

坂井素思¹⁾

Generation and Regeneration of Money System —Yokohama Exchange Company and Rising of Money System—

Motoshi SAKAI

ABSTRACT

The Yokohama Exchange Company mediated the following New System of Money “Shinka-jorei” through the issue of the note, the creation of credit and the payment function, in the period of the confusion and the transition from the last days of the Edo era to the Meiji era.

The function of issuing notes passed only for a few years. It was the alternative and supplementary note of the “Dajokan” note, and the note was used restrictively because of the limited role in the local regions. On the other hand, it was important that the Yokohama Exchange Company had two functions of the broking business of the trade and the lending business and it dominated compared with other exchange companies. Especially, it was to be emphasized that silk and tea were traded mainly in Yokohama, and the powerful commission merchants “Urikomi-sho” promoted to use the finance of the Yokohama Exchange Company, and they also demanded the alternative note for the Mexican Silver Money, in other word, “Yogin-ken.”

There were some remarkable and asymmetrical situations in the evolution of the money system at this time. First, they had the transition from the money system of the Edo era in one side to the money system of the Meiji era in the other side. Secondly, there was the gap that had to be adjusted also between the finance of sender merchants “Ninusi-kinyu” in the provinces and the finance of “Urikomi-sho” in Yokohama at this time. And thirdly, in addition, the discrepancy of the Mexican Silver System and the Yen System had been actualized, too. It can be said that the Yokohama exchange company played a necessary role as one buffer material that eased the asymmetry of these system.

The money of the Yokohama Exchange Company worked as one mediate symbol that combined the roles of the promotion of dealings and the creation of credit between people. The modern money that mediated between people by a polysemous function, and expanded the range of the exchange, and the institutional money that adjusted and stabilized the activity of people and formed the sphere of trust were kept functioning at the same time. While a lot of money at this time kept being generated, the route to the regeneration of the money system in the Meiji era was developed.

要旨

横浜為替会社は、紙幣の発行、信用の創造、支払機能などの発揮を通じて、幕末から明治に至る混乱期・過渡期の貨幣システムにおいて、次の「新貨条例」の貨幣システムへの橋渡しを多面的に行った。

金券の発券業務については、短期間通用しただけであり、太政官札の代替的かつ補完的な紙幣であり、さらに地域限定的な使用のために、役割としてもかなりの限界があった。これに対して、貸付業務と貿易の仲介業務の二つの機能が、横浜為替会社にとっては大変大きな意味をもっていて、他の為替会社と比べても優位性を持っていたといえる。とりわけ、強調しておきたいのは、生糸や茶の貿易が横浜を中心に行なわれていて、有力な売込商が横浜為替会社の金融を有効に使うという需要、あるいは洋銀券に対する需要があったということである。

この時期の貨幣制度の進化過程では、いくつかの目立った非対称的な状況が存在する。第一に、一方には江戸期の貨幣制度が存在し、他方には明治期の貨幣制度への移行が図られているような状況がある。第二に、在方の荷主金融と売込商の金融との間にも、この時期には調整されるべきギャップが存在していた。

¹⁾ 放送大学助教授（「社会と経済」専攻）

さらに第三に、洋銀制度と円制度との齟齬も、顕在化してきていた。横浜為替会社はこれらの制度的な非対称性を緩和する一つの緩衝材として、必要な役割を果たした会社であったといえる。

横浜為替会社の貨幣は、人びとの間を、取引の必要性や信用の創造などの複合的な役割でもってつなぐひとつの媒介的なシンボルとして働いた。多義的な機能が、人びとの間を媒介し、交流の範囲を広げるといふ近代的な貨幣と、人びとの活動を調整し安定化させて、信頼圏を形成するという制度的な貨幣とが同時に機能していた。この時期に多くの貨幣が生成されるなかで、明治期の貨幣制度再生への道筋がつけられた。

I. なぜ横浜為替会社に注目するのか

明治2年に、横浜為替会社は貨幣発行を行っている。この会社は2月に設立され、10月には金券25両券（**図表-1**参照）と1両券を発行している。二年後の明治4年には、日本通貨の国内残高は新貨幣制度発足のもとで、7,271万円であった。このうち、日本全国7カ所の為替会社の発行していた貨幣残高合計は、約10分の1に達する。7カ所で10分の1というのはそれほど多くないが、しかし、国策として成立した会社であるとはいえ、民間の会社であり、なおかつこの時代には政府の紙幣というものがすでに発行されていたなかでは、為替会社の紙幣は特定の目的で、特定の場所で、かなり影響力があったと考えられる。なぜ横浜為替会社がこの時点で、しかも横浜という場所で、貨幣発行を行ったのか。この貨幣発行によって、どのような影響があり、何が解決され、そして何が解決されなかったのかについて、この小論で考えてみたい。

貨幣史年表の抜粋を見たい。（**図表-2**参照）このなかで注目したいのは、明治元年の5月16日に太政官札が発行されており、これが4,800万両という規模になるという貨幣事情である。明治政府が始まって最初の貨幣政策であり、当時最も大規模な貨幣政策であった。福井藩士であった三岡八郎（由利公正）の提言によって、貨幣発行で財政赤字を埋めることが提言された。当時、明治政府は戊辰戦争を抱えており財政は逼迫していたので、その戦費をすべて貨幣発行で賄うという政策を行った。この太政官札発行は、政府の赤字財政を埋め合わせるために行われたので、この副作用のために国内の貨幣状況がたいへん混乱した。

それではこのような情勢のなかで、横浜為替会社はどのような性格の会社として設立されたのだろうか。日本で「会社」と名乗った企業組織として、この会社はほぼ嚆矢とされることでも有名であり、通商会社に伴って設立されている。他の商業上の要地である東京・大阪・西京・新潟・神戸・天津・敦賀などの7箇所の通商為替会社と同様に、明治2年2月に設立された。横浜の場合には、明治2年7月、本町三丁目に設立された横浜通商会社と不可分の会社として営業が開始された。その役割は、主として発券、貸付けなどであり、そのほかに外国貿易などの仲介があげられている。明治4年4月各為替会社金券の発行が禁止され、5月の新貨幣条例の貨幣制へ移行する。横浜為替会社は、洋銀券の発行が明治3年から始められ、その後第二国

立銀行へ受け継がれる。他方、横浜以外の為替会社は、明治6、7年には貸倒れなどを抱え、解散に追い込まれる。

なぜこの時代に横浜為替会社が必要とされたのだろうか。その事情は、横浜の時代背景と密接な関係がある。ここで横浜為替会社がどのような歴史・経過を辿ったのか、年表にしたがって見てみたい。年表では、明治元年から明治5年までを表示している。明治2年の2月に設立宣言が行われているが、実際に横浜為替会社が成立したのは明治2年5月16日である。横浜為替会社が活動を始めるのが7月であり、上述のように10月には貨幣発行を行うことになる。全国7カ所の為替会社から、総額で634万両が発行される。東京と横浜では、10月8日に金券25両と1両が発行されるが、横浜為替会社だけは特別に11月に、貿易に使用されるための洋銀券の発行を願い出て、明治3年に発行を認可される。そして、4月に100ドル券と10ドル券を発行することになる。洋銀券発行が行われたのは、為替会社のなかでは唯一横浜為替会社だけであり、この点



図表-1 横浜為替会社紙幣25両券（表・裏）

出典：日本銀行調査局編『図録日本の貨幣』第7巻、東洋経済新報社、1973年

（注）この紙幣には、信用通貨あるいは貨幣というもののさまざまな要素が凝縮されてあらわれている。

（a）日本の「BANK」の始まり…「為替会社」とはbankを意味していた。（b）兌換紙幣の文言「PAY THE BEARER」という言葉は、「金匠手形」以来紙幣には書かれる言葉である。

図表-2 横浜為替会社に関する貨幣年表

| 年号 | 日付 | 事項 |
|-------------|-----------------------------|--|
| 慶應4年 | 1868 2月29日 | 參與兼會計事務掛三岡八郎等に貨幣改鑄のことを命ず。 |
| | 1868 3月7日 | 久世治作をして貨幣改鑄取調の事務を専当せしむ。 |
| | 1868 4月9日 | 銀目廃止令布告。 |
| | 1868 4月14日 | 新古貨幣及び外国貨幣の通用価格制定。 |
| | 1868 4月25日 | 商法司設立。勸商、収税の機関。本司を京都におき支署を大阪（4月26日）東京（12月）に設く。2年3月15日廃止。 |
| | 1868 4月26日 | 貨幣改鑄の議を決し、香港にある英国造幣機械の購入と造幣局の建設をはかる。江戸大阪の金座において劣位の貨幣鑄造をはじめ。明治2年2月までに貳分判367萬兩余、壹分銀106萬兩余、壹朱銀117萬兩余を鑄造發行。 |
| | 1868 5月9日 | 丁銀、豆板銀の通用停止。 |
| | 1868 5月15日 | 太政官札發行（洪水のため、25日まで延期）。2年7月までの發行額4,800萬兩。 |
| 明治2年 | 1869 2月22日 | 通商司設立。商法司の勸商事務繼承。本司を東京會計官におき支署を三都、各開港場及び商業上の要地に設け、各支所の下に通商会社及び為替会社をおく。4年7月5日廃止。 |
| | 1869 2月12日 | 太政官中に釀造局の建設を布告。貨幣司及び金銀座の廃止を布告。 |
| | 1869 3月4日 | 參與大隈八太郎及び造幣判事久世治作、新貨の形状及び価名改正の意見を建議。 |
| | 1869 5月16日 | 通商司を會計官所屬とする。6月以降、通商司の勸奨により、東京・横浜・新潟・京都・大阪・神戸・大津・敦賀の各地に為替会社および通商会社設立される。為替会社からの發行総額金券634萬兩、銀券53萬兩、洋銀券300萬弗、錢券267萬貫を越ゆ。 |
| | 1869 5月 | 通商会社設置開始。重要商品の定期売買。3年7月開商会社と改称、4年3月府縣に移管。 |
| | 1869 6月1日 | 東京為替会社開業。預金、紙幣發行、資金貸出、為替、洋銀古金銀売買、両替等を主要業務とし、政府よりの巨額の貸下金に依據す。 |
| | 1869 6月6日 | 金札を府藩縣石高に配布し、これを正金に換えて更に廻納せしむ。 |
| | 1869 6月24日 | 貿易商社に米油限月取引許可。2年10月限月米禁止、4年3月20日限月米許可。 |
| | 1869 8月10日 | 大阪為替会社設立。 |
| | 1869 9月17日 | 民部省札發行布告。10月より3年10月までの發行額、750萬兩。 |
| | 1869 10月8日 | 東京為替会社並びに横浜為替会社、金券（25兩・1兩）を發行する。 |
| | 1869 11月 | 横浜為替会社、洋銀券發行を通商司へ願ひ出る。 |
| 1869 11月9日 | 新貨幣の品位定め方を決定し、各国公使及び領事等に通告。 | |
| 明治3年 | 1870 3月3日 | 民部省・大蔵省、横浜為替会社の洋銀券發行申請を認可する。 |
| | 1870 4月13日 | 横浜為替会社より洋銀券2種、百弗、十弗を發行。 |
| | 1870 4月23日 | 9分利付外国公債發行。發行目的、運輸殖産振興。發行額、488萬圓、發行方法、間接募集。 |
| | 1870 10月14日 | 造幣寮において新貨の鑄造を試む。 |
| | 1870 11月 | 新貨幣品位及び量目を確定。1円銀を本位貨幣とす。 |
| | 1870 12月26日 | 東京為替会社銀券の通用を12月限り停止し、交換期限を明治4年3月まで延期する。 |
| | 1870 12月29日 | 合衆国に主張中の大蔵小輔伊藤博文より金本位となすべきを建議し来る。 |
| 明治4年 | 1871 2月15日 | 造幣寮開業。 |
| | 1871 5月10日 | 新貨条例布告。 |
| | 1871 7月 | 三井組バンク創立願出。不許可。 |
| | 1871 7月14日 | 旧藩札引換布告。 |
| | 1871 10月12日 | 大蔵省兌換証券發行布告。三井組に委託、15日より發行、8月5日までの發行額680萬圓。 |
| | 1871 12月12日 | 東京銀行設立願書提出。不許可。 |
| | 1871 12月27日 | 新紙幣發行の主旨布告。新紙幣を製造し、明治5年2月15日から發行し（実際には4月に遅延）、既發行の政府紙幣・旧藩札と交換する旨を布告する。 |
| | 明治5年 | 1872 1月14日 |
| 1872 3月8日 | | 小野バンク設立願出。不許可。 |
| 1872 4月 | | 新紙幣の發行開始。14年までの發行総額14,944萬兩余圓。旧藩札の交換を開拓。12年6月終了、総額2,261萬余圓。 |
| 1872 4月22日 | | 江州バンク設立願出。不許可。 |
| 1872 5月 | | 東京營繕會議所設立。旧町会所の7分金銭額及び管理の地所を繼承。 |
| 1872 6月 | | 第一国立銀行設立願出。6年7月20日開業。東京。資本金2440,800圓、内200萬圓は三井組小野組にて引受。 |
| 1872 9月27日 | | 東京營繕會議所を東京會議所と改称。 |
| 1872 10月 | | 横浜為替会社を第二国立銀行に開業願出。7年8月15日開業。資本金25萬圓。 |
| 1872 11月14日 | | 新金銀貨の寸法量日改正。 |
| 1872 11月15日 | | 国立銀行条例交付。兌換銀行券の發行、不換紙幣の整理を重要目的とす。 |

出典：「貨幣史年表」から抜粋

で他の為替会社と異なる。

明治2年に設立された為替会社の多くは、早くも明治3年の12月頃までには貨幣発行が停止される。ほかの為替会社では銀券も発行されていたが、これも停止状態になる。最終的に明治6年ぐらいまでは、為替会社の金券は一応流通していたが、まもなく消滅するということになる。為替会社としても、明治3年にはほぼすべての会社で行き詰まって、横浜以外の為替会社はだいたい1年から2年くらいで債務超過となって終了する。事業としてみれば、完全に失敗であった。横浜為替会社だけは、洋銀券発行など貿易業務が継続して行われ、最終的に明治5年に第二国立銀行へ転換して、その後もずっと生き延び、現在の横浜銀行へ続く道を辿っていく。貿易銀行としての役割は、横浜正金銀行が設立されるまで、第二国立銀行が担っていた。

この横浜為替会社の設立場所は、今日横浜の官庁や

企業本社が並ぶ「本町3丁目」である。横浜の関内駅から馬車道通りをずっと海岸の方に歩いて行くと、海岸通りに繋がるが、その一本手前の最も車の通りの激しい交差点周辺が本町3丁目である。その昔から本町3丁目の辺は、横浜のメインストリートだった。この銀行は、このようなかつての目抜き通りに作られた。役割は、発券と貸付と、外国貿易との仲介であった。貨幣発行という点に注目すると、発券業務あるいは貸付業務が横浜為替会社の主たる業務のように考えられてしまうが、実は洋銀券発行を含む貿易業務が重要な役割になっていることを見ることができる。後で見ていくように、発券業務はいくつかある機能のうちの一つでしかなくて、しかも発券の方は1年か2年くらいでほぼ行き詰まって、むしろこれ以外の貿易業務などに特色のあった会社であるといえる。

問題なのは、このような発券業務の陰に隠れてしま

図表-3 通貨国内在高 (単位：千円、千円未満切捨て)

| 年次 | 貨 幣 | | | | | | 紙幣 | 通貨総計 |
|------|--------|--------|--------|-------|--------|---------|---------|---------|
| | 金貨 | 一時銀貨 | 補助銀貨 | 白銅貨 | 銅貨 | 合計 | | |
| 明治 4 | 2,666 | 2,740 | 1,409 | | 5,624 | 12,440 | 60,272 | 71,712 |
| 5 | 26,160 | 3,663 | 3,858 | | 5,624 | 39,307 | 68,400 | 107,707 |
| 6 | 43,551 | 3,663 | 7,597 | | 5,634 | 60,446 | 79,743 | 140,189 |
| 7 | 39,711 | 4,572 | 8,764 | | 6,059 | 59,108 | 93,897 | 153,006 |
| 8 | 32,316 | 4,478 | 9,610 | | 6,933 | 53,339 | 100,491 | 153,831 |
| 9 | 29,840 | 6,140 | 12,863 | | 7,952 | 56,800 | 106,891 | 163,692 |
| 10 | 25,740 | 5,869 | 15,546 | | 9,034 | 56,191 | 119,149 | 175,340 |
| 11 | 23,227 | 6,423 | 16,912 | | 9,734 | 56,297 | 165,697 | 221,994 |
| 12 | 19,822 | 7,383 | 14,158 | | 10,191 | 51,557 | 164,353 | 215,912 |
| 13 | 14,929 | 9,442 | 9,589 | | 10,665 | 44,627 | 159,366 | 203,994 |
| 14 | 13,696 | 9,367 | 8,135 | | 11,240 | 42,440 | 153,302 | 195,742 |
| 15 | 13,049 | 13,842 | 7,499 | | 12,231 | 46,622 | 143,754 | 190,376 |
| 16 | 12,655 | 17,195 | 7,301 | | 13,198 | 50,351 | 132,275 | 182,626 |
| 17 | 11,997 | 20,138 | 7,263 | | 14,182 | 53,581 | 124,396 | 177,978 |
| 18 | 12,555 | 22,413 | 9,252 | | 14,755 | 58,977 | 122,456 | 181,433 |
| 19 | 13,287 | 24,086 | 9,253 | | 15,078 | 61,705 | 136,852 | 198,557 |
| 20 | 14,110 | 22,015 | 11,244 | | 14,912 | 62,283 | 137,873 | 200,157 |
| 21 | 14,688 | 26,179 | 11,982 | | 14,799 | 67,650 | 140,184 | 207,835 |
| 22 | 16,355 | 31,673 | 12,194 | 1,441 | 12,043 | 73,709 | 146,760 | 220,470 |
| 23 | 16,271 | 27,361 | 12,192 | 3,403 | 11,460 | 70,690 | 162,015 | 232,705 |
| 24 | 17,208 | 35,383 | 13,192 | 4,198 | 10,493 | 80,475 | 168,490 | 248,966 |
| 25 | 12,309 | 46,921 | 14,301 | 4,672 | 10,162 | 88,368 | 170,562 | 258,930 |
| 26 | 12,236 | 52,124 | 16,188 | 5,098 | 9,921 | 95,570 | 187,826 | 283,396 |
| 27 | 11,957 | 46,292 | 18,170 | 5,832 | 9,674 | 91,926 | 185,000 | 276,926 |
| 28 | 12,254 | 47,192 | 20,751 | 5,884 | 9,606 | 95,689 | 212,262 | 307,948 |
| 29 | 12,811 | 50,977 | 23,228 | 60142 | 9,378 | 102,538 | 224,187 | 326,726 |

- (備考) 1. 貨幣は発行高から純輸出高・改鑄高を差し引いたもの。
 2. 紙幣は新紙幣・改造紙幣のほか、太政官札・民部省札・大蔵省兌換証券・開拓使兌換証券および予備札の流通高を合計し、明治18年以降は兌換銀行券の発行高を加えたもの。
 3. 貿易表以外にすぎのように中国・朝鮮・台湾へ輸出したものがあるが、本表中から控除していない。
- | | |
|-------|-------------|
| 一円銀貨 | 11,652,482円 |
| 補助貨 | 2,601,848円 |
| 兌換銀行券 | 16,523,471円 |

(出所)『明治大正財政史』『日本金融史資料』明治大正編、第17巻

っている貸付などによる銀行の信用創造機能である。この役割が、当時の為替会社の貨幣発行の仕組みのなかに組み込まれていたかどうかという点である。現金は確かに発行しているが、その現金を発行すると同時に、銀行として信用創造まで行っているとすると、現在の日本銀行と都市銀行の機能を両方持つてしまう銀行が、ここで登場することになる。なぜこのような必要性がこの時期、横浜において生じたのかということが、この横浜為替会社の注目点になる。

このような経緯をもった横浜為替会社であるが、この会社の機能は、前述のように発券業務と貸付業務と貿易仲介業務などの三つにある。まず、発券業務について取り上げ、なぜ為替会社が紙幣を発行したのかという問題から考察を進めてみたい。

II. なぜ横浜為替会社は紙幣を発行したのか

横浜為替会社紙幣と現代通貨との比較を行い、そのなかで何が重要なのかについて考えてみる。一般的には、紙幣あるいは信用通貨の発生には、次の三つの発行形式があることが知られている。第一に、正金銀、あるいは正貨との「交換」による発行（初期の金匠手形など）があり、第二に、貸付けなどの「信用」による発行（信用創造など）が考えられ、さらに第三に、「支払」手段としての使用のための発行（藩専売品買上代金の藩札など）などが存在する。

つまり、信用通貨はいかに発生するかを考えた場合、(a) 貨幣は物々交換のなかにAからBへ物がわたり、BからAへ貨幣がわたりこの貨幣が最終的に決済されるまでの間、支払機能を発揮していると考えられる。(b) 預託されているものが、引き出されるまでの間、他者に貸し出しが可能となる。このような関係が生じたときに、今日のような信用貨幣が生み出される。

それでは、このような一般的な貨幣発生と比較して、横浜為替会社の貨幣にはどのような特徴があるのだろうか。まず、この会社の貨幣について、どのような種類の紙幣がどの程度の額発行されたのだろうかということから見てみたい。明治2年10月には、金券25両券で147万5千両、1両券で2万5千両の発行が許されている。これは他の東京や大阪等も同じような規模で許可されている。どの程度流通したのかというのは詳細についてはわからないところがあるが、年表にあるように新貨条例以前には、「634万両、銀券53万両、洋銀券300万弗、銭券267万貫を越ゆ」とあり、かなりの紙幣が発行されていた。けれども、明治4年の新貨条例以後これらの発行は次第に禁止され、明治6年4月の段階の統計表によれば、最終的には29万両ほどが流通していたに過ぎない状態にまでなった。それでは、なぜ横浜為替会社の貨幣発行はあまり続かず短期間で終了してしまったのだろうか。ここでは、主として通貨の供給側要因が強かったと考えられる。とりわけ、太政官札の存在が大きな影響を与えていたと考えられる。為替会社の紙幣は、明治初年の「太政官札」から

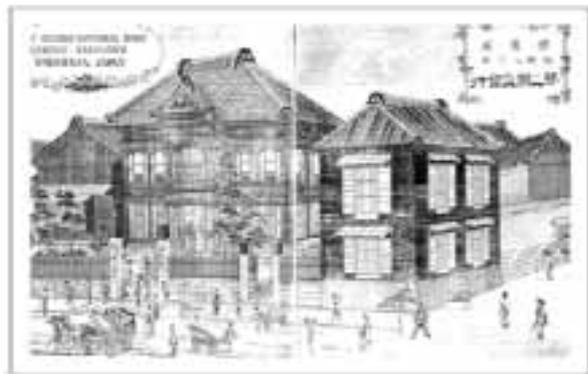
明治4年の「新貨条例」までの過渡期における紙幣発行である。つまり、ここでは太政官札が4,800万両、既に発行されていて、これについての流通でさえ正常に行われていなかった。ましてや、この為替会社の紙幣が流通する余地はかなりあったが、信用や制度上の整備で問題があった。つまり、この金券発行の信用を担保する元になったのが太政官札である。現金の流通では、貴金属の金あるいは金券を原資として紙幣が発行されるという形態をとって発行されたのが為替会社の金券である。現実には、太政官札を為替会社に輸送して、それを元にして貨幣が発行されたというのが実際のところである。したがって、この信用の元になった太政官札の信用それ自体があまりないので、これによってつくられた貨幣が信用されるはずがない。もしその時点で信用されたとしても、時間が経てばその信用は崩壊する危険を孕んでいたといえる。この結果、この為替会社紙幣にはかなり需要はあったと思われるが、本格的に流通する前に制度自体があまり機能しなかった。

このように見ていくと、貨幣生成にとって何が重要なのかというのがよく分かる。この点では、その貨幣の信用が重要であるということになる。さらには、信用の源泉になるものが何なのかというのが重視されるが、ここで太政官札は大量発行されていたという事情がここではかなりのマイナス要因と考えられた。このような大量発行が続けば、いずれ紙屑同然になるとほとんどすべての人が考えていた。したがって、為替会社の紙幣というものも、もし太政官札が信用を失えば、同様に紙屑同然になる可能性がある。このような危機的な事態を打開するために、明治4年に政府は新貨条例を発表することになる。当時、大阪の造幣局が貨幣政策の中心地であったので、この造幣局で施行された。

問題なのは、なぜ為替会社を作って、この時代に紙幣発行を図ろうと考えたのかという点である。じつは、この時期に一般に流通していたのは、まだ江戸期の貨幣であった。都市では、幕府貨幣制の正貨が支配的であり、地方では、藩札などであった。これらの近代貨幣と異なるような、レベルの異なる貨幣制度が並行して存在していた。この中で、近代貨幣制度への過渡期的な通貨として、為替会社の紙幣が使われた。このような紙幣の進化という視点は、貨幣史を考えるうえでも、興味深い点を提供している。

このような事情を一挙に打開するために、明治4年の新貨条例では円という単位が確定されて、ここで新紙幣が発行された。したがって、従来の太政官札、民部省札というのも使われていたが、それらは新貨条例の新紙幣にすべて交換されていくことになる。このなかで、為替会社の紙幣も新紙幣に変えられていく。明治2年に使われ始めて、4年にはほぼ使われなくなってしまっているので、たいへん短命の貨幣であったといえる。

つまり、明治初期には、太政官札と並んで、藩札や



図表-4 第二国立銀行

出典：「第二国立銀行」横浜本町三丁目『横浜諸会社諸商店之図』

幕府の通貨も正貨として同時に使われていたのである。明治4年の12月27日に新貨幣が出るが、そのときに旧藩札と交換することが決められている。つまり、為替会社の紙幣が使われている期間には、藩札もまだ正貨として使われている時代である。これと競争をして優位を保てるような貨幣ではなかった。この新貨条例のもとで、藩札と新貨条例の円とを交換するというのは大決断であった。明治政府が江戸期の幕府から維新体制に移行したときに、政治体制が断絶しているのか、それとも継続しているのかという、解釈の違いがあり得るが、貨幣に関してはこの点を見れば継続ということになる。すべての藩札についての評価が行われ、価値の査定の結果あるものは半分の価値しかなかったりあるものはかなり減価したりというように、藩札によってかなり差別された結果ではあるが、一応全部の藩札を新札に換えるという決断をした意味は重要である。これで見限りでは、経済上、特に貨幣政策に関しては、かなりの断絶があったにもかかわらず、江戸期から明治期へは最小限に、転換が行われたと評価できる。

江戸期には、山田羽書などの私札や、藩札などの紙幣が発達し、これらの系譜の延長線上に「太政官札」が維新直後の財政救済策として導入される。そして、明治4年5月の「新貨条例」、7月の「藩札処分」によって、欧米通貨制度への標準化が行われたことになる。したがって、明治5年から発行された「新紙幣」が近代紙幣の第一号的な意味を持つものであり、それまでの政府紙幣はまだ江戸期の貨幣制度を引きずっていたと考えられる。

上記の流れのなかで、過渡的な紙幣として、為替会社紙幣が発行された。太政官札から、新紙幣までの信用を構成した紙幣であるという位置づけができる。戊辰戦争出費による「太政官札」「民部省札」などの乱発によって貨幣の信用が落ちており、明治初期には貨幣制度の混乱があった。「太政官札」などの政府紙幣は、あまり信用がなかったために、これらを為替会社へ貸下げ、為替会社の金券を発行させ流通を促進させようとしたと解釈できる。

この期間に限定して考えると、藩札などが流通しているにもかかわらず、為替会社紙幣をさらに発行する理由はどのようなところにあったのだろうかという疑問が存在する。新政府の貨幣政策に一貫した指針が存在していたとは思えないが、最終的な形態は全国一律の貨幣制度で統一することではっきりしていた。それまでの間、おそらく新紙幣に移るまでの試行錯誤が続けられていたものと考えられる。このような過渡期を乗り切るため、貨幣制度の調整が行われていたと解釈できるかもしれない。少なくとも過渡期の判断を観察すればわかるように、それぞれ地域に限って、狭い範囲で信用をつけて流通させるという試みが行われ、それらは結局失敗してしまう。そして、最終的には日本全体を一括して新貨条例によって、つまり円体制に転換していくことが行われることになった。そしてそれまでの藩札を、円によってすべて一括したかたちで転換させるという方針に統一されることになる。このような背景と状況が為替会社の紙幣発行を考える上では、きわめて重要な要素になっている。このようなくつかの実験として、太政官札や民部省札、そして為替会社金券銀券が積み上げられた。そして、最終的に新貨条例に移ったといえる。

信用貨幣発達のなかで、金属の価値そのものを重視する金属貨幣から最終的に紙幣という信用貨幣の形態になっていく。この過程で問題になるのは、兌換通貨にするのか、あるいは不換通貨にするのかということであろう。横浜為替会社の金券と洋銀券はすべて兌換制をとっている。このことは、横浜為替会社紙幣の信用状況を表している。つまり、信用貨幣としてみると、横浜為替会社紙幣はまだ初期的な段階でとどまっており、兌換制に依存した貨幣体制であるという性格を持っている。現物の銀あるいは金の担保が無ければ流通できなかつたという点では、制限的な紙幣の一種ということになる。今日のように、数字や不換紙幣という形態までには、まだかなり距離のある紙幣であったという位置づけができる。このように、貨幣の進化のなかでは、為替会社紙幣は一応「信用貨幣」段階の貨幣に属するといえる。けれども、これらの進化は累積的な過程を経ているので、一方的に行われるわけではなく、途中何度となく、揺り返しが起こっている。それは、現代において最も強くあらわれる。たとえば、電子マネーが模索される一方で、「地域通貨」が盛んに実験される様相を呈しているところにも現れている。

以上のように、金券として横浜為替会社の紙幣が発行されたが、流通量も少なく、兌換制であり、しかも最終的に新貨条例の紙幣に完全に駆逐されるような、信用状況の過渡的な貨幣であった。したがって、為替会社の発券機能はおそらく失敗であり、これらの為替会社での発券機能の位置付けもけっして大きなものではなかったということになる。

Ⅲ. 信用の発生

つぎに問題となるのは、為替会社の貸付・信用創造機能であり、これらは横浜為替会社のなかでどのような役割を担っていたのかについて、この章で考えていきたい。

横浜為替会社には、自己資本としての「身元金」、社外からの「預金」、政府の「貸下金」などが資金として存在していたが、これらは「貸付」として運用されていた。つまり、貸付の元金になったのが身元金といわれている自己資本であり、また社外からの預金が存在しこれを根拠にして金融が行われていた。この身元金と預金は、特に横浜商人から多くが集められており、この点ではかの為替会社とはあきらかに異なっている。横浜では、地元商人の力が大きかったという特徴がある。さらに、政府からの貸下金があった。この三つを元本としてこれを貸し付けるという業務が行われていた。

この場合に、「為替会社規則」にしたがえば、原則として貸付には担保を取ることとされ、貸付金額はその担保価値の50～70%までとされ、さらに二人の保証人を必要とした。(第9条)ところがこの担保習慣は必ずしも守られておらず、特に為替会社の役員、後で指摘するように、いわゆる「売込商人」が連名で保証

人として名を連ねると、担保無しでも貸出されてしまうこともあった。(第10条)

貸付利息は、月1分5厘で、3ヶ月を限度として、6ヶ月を超えてはならない(第12条)と定められていた。これは、年換算すると20%を越えるものでかなり高いものであった。けれども、この当時外国銀行から融資を受けると、月二分五厘であったといわれており、それと比べれば相当低い利息で借りることができた。6ヶ月を超えてはならないということからわかるように、短期融資が多かったことになる。

じつは、横浜為替会社がなぜ生き残ったのかという点については、この金融機能が関係している。つまり、他の会社は金券の通用が不可能になった時点で融資の元となる信用制度も崩壊したのであるが、それに対して、横浜の場合には発行貨幣以外にも融資のための原資が見込まれ、地元中心の信用体制が築かれていたからである。他の為替会社では、貸倒れが起こっていた。これに対して、横浜為替会社が生き残った理由の一つとして、貸付ということを中心に系統的に行ったということが挙げられる。

それでは、なぜ横浜為替会社にこれほどの金融機能が求められたのだろうか。横浜為替会社の貸付対象者は、主として横浜商人・地方商人であり、これらの商人は貸出金を商業上の運転資金として、これを生糸・茶などの取引に使い、莫大な利益を上げていた。

図表-5 横浜・全国貿易額の推移 単位・明治1～17年=千ドル
18～22年=千円

| 年次 | 横浜 | | | 全国 | | |
|-----------|--------|--------|--------|--------|--------|---------|
| | 輸出 | 輸入 | 計 | 輸出 | 輸入 | 計 |
| 明治1(1868) | 17,699 | 12,397 | 30,096 | 20,435 | 15,000 | 35,436 |
| 2(69) | 9,083 | 12,617 | 21,700 | 11,476 | 17,357 | 28,832 |
| 3(70) | 11,331 | 23,429 | 34,760 | 15,143 | 31,120 | 46,254 |
| 4(71) | 14,431 | 14,445 | 28,877 | 19,185 | 17,746 | 36,930 |
| 5(72) | 14,045 | 20,063 | 34,108 | 24,295 | 26,188 | 50,483 |
| 6(73) | 15,095 | 19,536 | 34,631 | 20,661 | 27,443 | 48,104 |
| 7(74) | 12,579 | 16,716 | 29,295 | 20,165 | 24,227 | 44,391 |
| 8(75) | 12,467 | 21,954 | 34,421 | 17,918 | 28,174 | 46,092 |
| 9(76) | 21,432 | 18,842 | 40,274 | 27,579 | 23,969 | 51,548 |
| 10(77) | 15,628 | 19,490 | 35,119 | 22,867 | 25,901 | 48,767 |
| 11(78) | 16,093 | 26,011 | 42,104 | 26,259 | 33,334 | 59,594 |
| 12(79) | 18,880 | 23,326 | 42,206 | 27,373 | 32,604 | 59,977 |
| 13(80) | 18,578 | 26,343 | 44,921 | 27,420 | 36,622 | 64,042 |
| 14(81) | 21,155 | 21,472 | 42,627 | 30,327 | 31,033 | 61,359 |
| 15(82) | 26,660 | 20,119 | 46,779 | 37,236 | 29,168 | 66,404 |
| 16(83) | 25,691 | 18,618 | 44,310 | 35,709 | 27,849 | 63,558 |
| 17(84) | 21,458 | 19,433 | 40,891 | 33,077 | 29,382 | 62,459 |
| 18(85) | 24,225 | 10,005 | 43,229 | 37,147 | 29,357 | 66,504 |
| 19(86) | 31,849 | 20,164 | 52,013 | 48,876 | 32,168 | 81,045 |
| 20(87) | 33,775 | 27,175 | 69,950 | 52,408 | 44,304 | 96,712 |
| 21(88) | 40,714 | 35,646 | 77,360 | 65,706 | 65,455 | 131,161 |
| 22(89) | 41,862 | 34,321 | 76,183 | 70,061 | 66,104 | 136,164 |

(注) 明治1～17年は“Commercial Reports”、18～22年は『大日本外国貿易年表』による。

(出所) 横浜市『横浜市史第3巻上』1961年

図表-6 横浜貿易額の対全国百分比

| 年次 | 輸出 | 輸入 | 総額 |
|------|------|------|------|
| 明治 1 | 86.6 | 82.6 | 84.9 |
| 2 | 79.2 | 72.7 | 75.6 |
| 3 | 74.8 | 75.3 | 75.1 |
| 4 | 75.2 | 81.4 | 78.2 |
| 5 | 57.8 | 76.6 | 67.6 |
| 6 | 73.1 | 71.2 | 72.0 |
| 7 | 62.4 | 69.0 | 66.0 |
| 8 | 69.6 | 77.9 | 74.7 |
| 9 | 77.7 | 78.6 | 78.1 |
| 10 | 68.3 | 75.2 | 72.0 |
| 11 | 61.3 | 78.0 | 70.7 |
| 12 | 69.0 | 71.5 | 70.4 |
| 13 | 67.8 | 71.9 | 70.1 |
| 14 | 69.8 | 69.2 | 69.5 |
| 15 | 71.6 | 69.0 | 70.4 |
| 16 | 71.9 | 66.9 | 69.7 |
| 17 | 64.8 | 66.1 | 65.5 |
| 18 | 65.2 | 64.7 | 65.0 |
| 19 | 65.2 | 62.7 | 64.2 |
| 20 | 63.2 | 61.3 | 63.0 |
| 21 | 62.0 | 56.0 | 58.8 |
| 22 | 59.8 | 51.9 | 55.9 |

(出所) 横浜市『横浜市史第3巻上』1961年

たとえば、明治6年9月末の貸付金額を「会社全書」資料で見ると、この時点で貸付金額総額は、約27万円(60口)であり、多い人で3万円、少ない人で130円が貸付けられていた。ここでは、年間およそ300口の貸付が行われていたと考えられる。

重要なのは、横浜では金融に対して需要があったということである。ここに登場するのが、売込商と呼ばれる横浜商人である。生糸取引、茶の取引を専門に行う商人たちが活躍するのを見ることができる。

図表-5をみると、明治元年から22年までの貿易の推移がわかる。この統計では、輸出の増加が明治10年ごろまであり、さらに22年ごろまで、横浜からの輸出は増え続けていた。注目したいのは、横浜貿易額が全国貿易額の中でどれくらい占めるのかという統計である。明治元年には輸出の86%、輸入でも82%という比率を示しており、横浜がもっとも大きな貿易港であったことがわかる。これは、幕末に横浜が開港されて以来ずっと続いている。それ以前は長崎が中心であったが、幕末に開港されて、とりわけ明治期になると8割から、6割が横浜を中心に輸出入が行なわれることになる。

そこでは、どのような商品が貿易取引されたのだろうか。横浜の輸出総額にたいする主要輸出品の百分比という表がある。ここで、明治元年には生糸類58%、それから蚕種、つまり紙に卵を産ませたものを輸出するものが、23%を占めている。当時、ヨーロッパでは主要国であるフランスで蚕の病気が蔓延しており、蚕

不足になっていた。けれども、この蚕種の輸出については、投機的な要素が強かったといわれている。このような投機商人も含めて、横浜で生糸を中心とした取引を展開していた商人たちを、いわゆる売込商人(Commission Merchant)と呼んでいた。田中平八、金子平兵衛、鈴木安兵衛などの商人たちがいたが、特にこのなかで重要な役割をもっていたのが原善三郎、茂木惣兵衛の二人である。原善三郎は「三溪」と呼ばれた人で、横浜本牧にある三溪園の持ち主であった。

売込商が横浜為替会社の実権を握っていた。為替会社の組織構成を見ると、その当時、三井、小野という財閥系、御用商人たちが全国のほとんどの通商会社や為替会社の元締め的な存在になっている。株主構成を見ると、東京、大阪、京都の為替会社では、それぞれ40%、47%、67%などのように、多くが三井、小野などの特権商人によって占められている。ところが、横浜だけは例外であり、三井だけが10%を占めるだけで、後の90%近くはこの原、茂木を中心とする売込商人たちによって株主が占められている。為替会社の性格が他の為替会社とはまったく異なることは、このような人的構成からもいえる。このように、生糸売込商と横浜為替会社との間に密接な関係が存在していた。

このことが金融関係にどのように影響を与えていたのだろうか。結論を先取りするならば、為替会社の貸付を使って、生糸生産への金融が行われていたといえる。生糸を群馬や信州から出荷する在方の荷主がいた。そこに至るまでに、これら在方で蚕を育てて、蚕を生

図表-7 横浜の輸出総額にたいする主要輸出品の百分比

| 年次 | 生糸類 | 蚕種 | 絹織物 及同製品 | 茶 | 石炭 | 銅 | 漆器 | 陶器 | 米 | 昆布 | 海産物 |
|-----------|------|------|-------------|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 明治1(1868) | 58.4 | 23.6 | — | 15.0 | — | 0 | 0.3 | — | — | 0.2 | 0.1 |
| 2(69) | 51.5 | 29.8 | — | 13.5 | 0 | 0.5 | 0 | — | — | 0.5 | — |
| 3(70) | 42.1 | 30.6 | — | 23.8 | 0 | 0.2 | 0.4 | — | — | 0.2 | — |
| 4(71) | 54.9 | 15.0 | — | 23.3 | 0.1 | 0.7 | 3.1 | 0 | — | 0.1 | — |
| 5(72) | 56.0 | 13.7 | — | 21.8 | 0.1 | 3.1 | — | — | — | 0.3 | 0.5 |
| 6(73) | 48.9 | 20.1 | 0 | 22.1 | 0 | 1.3 | 0.8 | — | — | 0.7 | 0.9 |
| 7(74) | 44.2 | 5.8 | 0.1 | 38.5 | 0.1 | 2.1 | 1.3 | 0.4 | — | 0.3 | 1.5 |
| 8(75) | 45.9 | 3.8 | 0.2 | 39.1 | 0.2 | 1.5 | 1.0 | 0.3 | — | 0.2 | 1.2 |
| 9(76) | 64.1 | 8.9 | 0.1 | 16.4 | 0 | 0.7 | 0.4 | 0.1 | 2.2 | 0.1 | 1.3 |
| 10(77) | 64.3 | 2.2 | 0 | 16.9 | 0 | 2.5 | 1.0 | 0.4 | 5.1 | 0.2 | 1.5 |
| 11(78) | 55.8 | 4.2 | 0.1 | 16.8 | — | 1.4 | 0.7 | 0.6 | 6.2 | 0.4 | 2.5 |
| 12(79) | 59.0 | 3.1 | 0.1 | 24.2 | 0 | 1.6 | 1.1 | 1.0 | 0.2 | 0.5 | 2.0 |
| 13(80) | 53.6 | 5.3 | 0.2 | 25.4 | 0.1 | 1.1 | 1.9 | 1.8 | 0.3 | 0.3 | 2.2 |
| 14(81) | 59.9 | 1.5 | 0.4 | 21.2 | — | 1.0 | 2.2 | 2.7 | 0.3 | 0.5 | 1.6 |
| 15(82) | 69.9 | 0.5 | 0.2 | 16.8 | — | 1.1 | 1.7 | 0.8 | 0.1 | 0.3 | 1.5 |
| 16(83) | 71.1 | 0.2 | 0.3 | 14.4 | 0.2 | 1.4 | 1.6 | 1.2 | 0.2 | 0.3 | 2.2 |
| 17(84) | 60.3 | 0.2 | 0.6 | 16.8 | 0.7 | 3.3 | 1.7 | 1.5 | 0.2 | 0.3 | 3.1 |
| 18(85) | 58.7 | 0.1 | 0.9 | 17.7 | 0.7 | 4.6 | 1.4 | 1.5 | 0.2 | 0.5 | 1.8 |
| 19(86) | 62.0 | 0 | 2.2 | 15.6 | 0.6 | 4.4 | 1.3 | 1.7 | 0.5 | 0.3 | 1.8 |
| 20(87) | 63.9 | 0 | 0.5 | 13.7 | 0.6 | 3.4 | 1.3 | 2.0 | 0 | 0.3 | 1.5 |
| 21(88) | 69.9 | 0 | 0.5 | 8.9 | 0.7 | 4.0 | 1.0 | 1.0 | 0.3 | 0.3 | 1.2 |
| 22(89) | 68.3 | 0 | 1.3 | 8.6 | 0.9 | 2.8 | 1.1 | 1.8 | 0.1 | 0.2 | 1.5 |

(注) 明治1~17年は“Commercial Reports from Her Majesty’s Consuls in Japan.” 18~22年は『大日本外国貿易年表』による。

(出所) 横浜市『横浜市史第3巻上』1961年

糸にしたものを横浜に運んでくる過程で金融が必要であった。

簡単な例を考えるならば、生糸が産出されるまでには約一年間かかるが、最初に生糸の生産者は融資を受けて、一年経った時つまり生糸が売れたときに、返済を行えば良いと考える。このときに、一年間の猶予がこの貸付・借受によってできる。つまり、前貸しされるという形態をとる。これによって売込商は、生糸を自分の取引物として確保し、その売り買いで儲けると同時に、金融を行う。このとき、金利もかなり入ることになる。横浜為替会社から融資を受けてその金利を払っても、さらにその差益分を稼ぐことができる。つまり、在方の商人に融資をおこなって、その上から横浜為替会社に返済した分を差し引いた残りの利子をそのまま売込商は得ることができる。したがって、売込商は生糸の売買で儲けるばかりでなく、金利でも利益をあげていた。このような方法によって、為替会社に関係した売込商は、かなりの利益を受けることが可能であった。

他方、為替会社につながりを持つことのなかった売込商人は次第に脱落していくことになる。結局のところ実際に融資が必要なのは、生糸価格が突然下がったりするような不確実なときに、その損失を埋め合わせることができるか否かである。このような決定的に重要な時に融資を受けられれば、永く信用を維持することができるし、為替会社の存在理由もこのようなときに発揮されると考えることができる。したがって、この点で為替会社に関わっていた売込商は、一種の保険として、関わっていなかった商人よりも有利な立場にあることがわかる。このような売込商は、商業上の運転資金あるいは融資資金として、為替会社の資金をかなり効率的に活用していた。前述のように、明治6年9月の段階で、総額27万円という数字が為替会社の記録に記載されている。おそらく、年間に累積した数値でみるとこの数倍の規模の融資が行われていたと考えられる。このような当時の状況を見ると、むしろ横浜為替会社は、貨幣発行という業務よりは、信用貸付という業務形態で、為替会社としての存在意義をもっていったといえる。

IV. 支払機能による貨幣発生

横浜貿易では、取引に使われる洋銀の現物を授受する代わりに、東洋銀行や西インド中央銀行などの外国銀行の小切手（1861年ごろから）、兌換の洋銀手形（1864年ごろから）によって、貿易品取引の決済を行うことは、すでに幕末から行われていた。この方法によれば、現物の銀を確認するときに行われるような、銀の鑑定に時間がかからないし、ポータブルであったため、取引当事者にとって便利であった。

このような洋銀券を用いる取引については、支払決済機能として、より多くの貨幣需要が貿易の拡大によって生じていた。この点で日本の銀行によって、この

ような機能を担うことが求められていた。前述のように、横浜為替会社は、明治3年4月に100ドル札と10ドル札の兌換洋銀券を150万ドル発行した。（また、明治5年7月には、5ドルから100ドルまでの7種類が発行された。）洋銀券が発行された目的は、横浜商人の貿易金融のためと、外国銀行の洋銀支配権を奪回するためであった。明治9年2月の数字によると、26万ドルの発行が行われており、洋銀と交換する高は、日々5～6千ドルであった。

洋銀券は兌換制であったため、信用を確保するためには、洋銀現物の準備が必要であった。ところが、為替会社単独で洋銀を調達する能力がなかったために、洋銀の調達は外国銀行に依存せざるを得なかった。この結果、香港などを根拠地とする東洋銀行への洋銀預託制度は、明治14年9月まで継続された。また、横浜為替会社の洋銀券は、第二国立銀行に受け継がれて流通されていたがその後、明治17年の「兌換銀行券条例」によって、明治18年には流通が停止された。

洋銀券をめぐる問題で重要なのは、このような支払機能が為替会社の貨幣発行や信用創造に影響を与えていたか否かという点である。為替会社紙幣に注目した理由のひとつは、ここでの「支払機能」の問題がこの為替会社紙幣のなかに見ることができるかという点であった。とりわけ、このことが信用創造に結びついていたのかということが、最も知りたかった点である。横浜為替会社は自ら貨幣を発行しているので、現金を原資にして、あるいは預金を原資にして、あるいは支払猶予を原資にして、それを上回るような規模で、為替会社が信用創造としての資金創造を行っていたか否かが問題である。通常、信用創造は、複数の銀行間を通じて行われることになっている。つまり、A銀行からB銀行へ融資された資金が移行されるなかで、融資が行われ信用が創造される。けれども、この当時には横浜地区で一つしかない為替会社のみでこのことが行われていたのかは、明らかではない。これについては現在のところでは、今後の課題として残しておきたい。

現段階では推測の域を出ないが、次の通りの推論が可能ではないかと考えている。基本的には、横浜為替会社には貨幣発行が許されているので、預金残高の範囲内でしか信用創造を許されないような現在の銀行メカニズムよりは、かなりの裁量の余地がある。長期的に見れば、最終的な貸借対照上のバランス保つことは要請されているが、短期・中期には預金額や準備額の限度額を超えて融資を行うことは可能である。為替会社の負債が増加するだけで、貨幣発行は許されている。たとえば、洋銀券の発行では、この券が現物の銀に交換されるまではその分については、紙幣の発行と信用創造は可能であったと考えられる。つまりここでは、一つの銀行であるにもかかわらず、信用創造と同等の仕組みが、横浜為替会社のメカニズムとしてできていたと推論できるだろう。

このような横浜為替会社の供給側要因に加えて、需

要側の要因も重要である。国内の売込商や海外の貿易商・引取商などの資金需要や、支払手段への需要はかなり強かった。横浜為替会社の場合には、ほかの為替会社よりも特に強い貨幣に対する需要があった。それは、貿易に関わる貨幣需要であり、この結果洋銀券というものの発行が追加的な業務として行われることになった。ここでは、売込商が輸出品を外国に売り、洋銀を手に入れ、その洋銀を円に交換する金融機関が必要であった。また、引取商と呼ばれる商人が輸入品を外国から買うために、円を洋銀に交換する金融機関が必要であった。

さらに、国内の支払機能をめぐっては、なぜ為替会社と通商会社は、一緒に設立されたのかという視点も重要である。ここで国内の生糸や茶を中心にした取引に対して、取引を円滑に運営する通商会社と、これらに対して、金融を司る為替会社が結びつくメリットが存在した。ここに、商業業務と貨幣発行を同時に行う必然性が存在した。

このことは注目されるべき点である。つまり、商品の取引が一方で行なわれていて、それに対して金融が同時に行なわれるのだから、そこで支払機能を持つ手形あるいは貨幣を頻繁に発行すれば、産業振興策としてももっとも効率的で効果的な方法が確立することになる。けれども結局のところ、通商会社の方は同業者組合のままを温存しており、近代的な金融に結合されるような性格を備えていなかったといえる。そのために、通商会社はほぼ1、2年で、ほとんど有名無実となり、横浜では為替会社の金融業務の方が重要になってしまった。おそらく当初の意図としては、商品流通を活発にして産業振興を同時に図り、そのために金融も必要であるという目的意識はもっていたと思われる。したがって、通商会社とセットであるとする最初の目論見では、商品にたいする金融という商業信用の役割が重視された。紙幣の成り立ちは、商業信用から生ずるといふ定説が、経済学者のなかにも根強く存在するのも事実である。



図表-8 横浜為替会社発行の洋銀券

出典：日本銀行調査局編『図録日本の貨幣』第7巻、東洋経済新報社、1973年

V. 制度の非対称性と横浜為替会社

横浜為替会社は、紙幣の発行、信用の創造、支払機能などの発揮を通じて、混乱期・過渡期の貨幣システムにおいて、次の「新貨条例」の貨幣システムへの橋渡しを多面的に行った。このような貨幣は、人びとの間を、取引の必要性や信用の創造などの複合的な役割でもってつなぐひとつの媒介的なシンボルである。多義的な機能が、人びとの間を媒介し、交流の範囲を広げるという近代的な貨幣と、人びとの活動を調整し安定化させて、信頼圏を形成するという制度的な貨幣とが同時存在する。このような事例として、この小論では横浜為替会社を取り上げてみた。

ここで、最終的に横浜為替会社の存在には、どのような意味があったのかについて考えてみたい。まず、金券の発券業務については、あまり有効に機能しなかったといえる。短期間通用しただけであり、太政官札の代替的かつ補完的な紙幣であり、さらに地域限定的な使用のために、役割としてもかなりの限界があったと考えられる。

これに対して、貸付業務と貿易の仲介業務という、この二つが横浜為替会社にとっては大変大きな意味もっていて、他の為替会社と比べても優位性を持っていたといえる。ほかの為替会社と異なり、第二国立銀行に転換でき継続できたのも、これらの機能に有効性があったからだといえる。とりわけ、強調しておきたいのは、生糸や茶の貿易が横浜を中心に行なわれていて、有力な売込商が横浜為替会社などの金融を有効に使うという需要、あるいは洋銀券に対する需要があったということが大きな要因であったと考えられる。このような金融上の需要がなければ貨幣は回転しないし、信用創造も行われなかったといつてよいだろう。

この横浜為替会社をめぐっては、「制度の非対称性」と呼べるような現実が存在していた。この時期の貨幣制度の進化過程では、いくつかの目立った非対称的な状況が存在する。言うなれば、過去の制度が一方で存在するが、同時に新たな制度が存在し、その間に裂け目があり、この裂け目を調整するような、制度の標準化や組織化が行われてきている。つまり、この時期の横浜の金融状況をめぐっては、三つの「制度の非対称性」が存在していた。第一に、一方には江戸期の貨幣制度が存在し、他方には明治期の貨幣制度への移行が図られているような状況がある。第二に、在方の荷主金融と売込商の金融との間にも、この時期には調整されるべきギャップが存在していた。さらに第三に、洋銀制度と円制度との齟齬も、顕在化してきていた。

まず一つは、江戸期には、金本位、銀本位、銅本位という三貨制のもとで、さらに藩札を加えた貨幣制度が存在し、明治期の新貨条例やその後の日本銀行設立まで続くような貨幣制度が存在していた。二つの貨幣制度のレベルがあって、この間にやはりギャップが生じていた。この第一次的な制度調整が、幕末から新貨

条例が発布される明治4年までの間に行われた。この調整期に、横浜為替会社の紙幣あるいは貸付が、これらの非対称性を時間の進行の途中でなだらかなものにし、非対称性を埋める役割を果たしたと考えることができる。横浜為替会社は貨幣制度転換の中間的なあるいは過渡的な調整の役割を行った。

もう一つは、地方と横浜間に、生産と金融をめぐる制度の非対称性があったのではないか。生糸というきわめて投機的な商品を生産する制度と、貿易で生糸取引を行う商人制度との間にギャップが存在していた。横浜の豊富な資金供給と、在方の逼迫した資金需要とを調整する仕組みが必要であった。つまり、地方において生糸を作っていたおり、そこでは生産力は確かであった。けれども、これには資本もかかるし、また一年間経ってみないとどのくらいの利益を得られるかわからないような不確実で投機的な商品であった。ある時は成功するかもしれないが、失敗した時に資金不足で全滅するというのが生糸の取引であった。つまり、在方商人と横浜商人との間にギャップが存在していた。ここに安定的な金融を施す制度が必要とされていた。これらの非対称性を調整する仕組みのひとつとして、横浜為替会社が構想されたと考えてよい。地方と都市の間の非対称性を節合する役割が、この会社にあったといえる。

さらには、貿易上の調整が必要とされていた。簡単な例示をするならば、既に指摘したように、売込商に対して、引取商が横浜には存在していた。輸入品を外国から調達し、日本でそれを取引するという輸入品を扱う商人であるが、横浜ではむしろこれらの輸入品も重要な取引材料であった。ここで、両者の間に金融が必要であった。ここで、洋銀を扱う外国の貿易制度と、

日本国内の円の制度との間に非対称性がある、これらの調整を目指したのが横浜為替会社である。この制度は横浜為替会社とは直接の関係はなかったが、その後政府系の横浜正金銀行に受け継がれていくことになる。日本全体にとっても重要な制度節合の機関が発達していくことになる。

このように考えてくると、この時期、この場所で、この情勢のもとにおいて、横浜為替会社はこれらの制度的な非対称性を緩和する一つの緩衝材として、必ずしもすべて成功していたわけではない。また命は短かったかもしれないが、必要な役割を果たした会社であったといえる。

引用・参考文献

- 日本銀行調査局編、1973年、『図録日本の貨幣』第7巻、東洋経済新報社
 明石照男、鈴木憲久、1958年、『日本金融史』第1巻、東洋経済新報社
 原司郎、1972年、「横浜為替会社と横浜第二国立銀行」月報明治財政史第12巻吉川弘文館
 大内兵衛、土屋喬雄編、1964年、『明治前期財政経済史料集成第15巻』『会社全書』明治文献資料刊行会
 横浜市、1961年、『横浜市史第3巻上』横浜市
 日本銀行調査局編、1955年、『日本金融史料明治・大正編第1巻・第3巻』大蔵省印刷局
 神奈川県立博物館編、1982年、「横浜諸会社諸商店之図（復刻版）」『横浜銅版畫』有隣堂
 (注) 今回の小論は、近代貨幣をめぐる論考の一部に当たる。したがって、詳細な「注」については、最終的な論文に掲載したい。論文内容は、貨幣史研究会（お茶の水女子大学）で口頭発表したものである。篠塚英子先生をはじめとする研究会メンバーによる有益なコメントに感謝申し上げる次第である。

(平成16年11月4日受理)